

欧州の基準・認証制度の動向(2009年5月/6月)

● トピック・ニュース

化学品：高懸念物質リスト発表される

欧州化学物質庁（ECHA）は高懸念物質（SVHC）として分類することを提案していた化学品の最初のリストを発表した。これら高懸念物質と指定された物質の販売や使用は制限または禁止されることとなる。7件の物質からなる当該リストは、2006年のEUのREACH規制を施行する目的でECHAが設立されてから初の明確な行動勧告である。今回のECHAの提案は見直し及び承認後に施行される。

今回の7物質には、接着剤、塗料、テキスタイル、床敷物のような消費者製品において広く使用されているものが含まれる。しかし、もし予想されているように使用が禁止された場合、これらの用途における当該物質の置き換え方法に関する公式ガイダンスは発表されていないため、この準備的な発表はサプライチェーンに懸念を引き起こす可能性がある。

REACHは包括的なシステムを提供し、その下で個々の物質がリスクや使用程度に応じて登録、評価かつ／又は認可の対象となる。これは、1976年から施行されていた個々の物質販売を規制するEUの以前のシステムより適用範囲が広い。REACH施行の最初のフェーズは去年の12月に終了しているが、これは純粹に管理的なものだった。今回の最新発表はこれから開始される行動の見本となる。

このような強硬的措置の徴候に対して、EU域外貿易相手国より、このEUの一方的なREACH適用はWTOの自由貿易ルールに違反するのではないかと不満が発せられた。しかし、WTOでは未だに公式な議論は行われておらず、EUは、WTOの通知システムを通して発表される規則変更に対する他国のコメントに割く時間を増やすことで不満に応えている。

また、当該プログラムにおいて他のいくつかの発表が成された。その中には、ECHAがまだ何の見解も表明していない4物質販売を更に制限するという個々の加盟国の要求に対するコメントを一般公衆へ求める案内も含まれる。当プログラムに関するガイダンス資料が再び拡張、改良された。現在正式にREACHへと移行した化学品部門における旧EU規制の管理上の整理も、多数の前文書のREACHドキュメントへの移行と共に続けられている。

関連URL：

http://echa.europa.eu/doc/press/pr_09_07_annex_xiv_rec_20090602.pdf

http://guidance.echa.europa.eu/authorisation_en.htm

http://echa.europa.eu/doc/press/pr_09_08_second_consultation_cl_20090616.pdf

エレクトロニクス分野での危険物質：ROHS 更新情報

電気、電子製品における指定危険物質の使用を制限するROHS指令の下で承認された免除に対して多数の更新が行われた。特に、光ファイバー通信システムのファラディローテータにおける鉛と、プラズマディスプレイの阻害物質スパッタリングカソードにおける水銀に対する使用制限免除が撤回された。また、新しい免除対象には電源変圧器のはんだにおける鉛が含まれる。ROHSは、危険な用途において適当な代替物質が利用可能となった場合は免除を撤回するよう常に計画してきた。しかし、何を適当（adequate）とするかに関しては論議が起こり得る。ROHS下での危険判定の手順は、上述したREACHプログラム下での手順とは依然として別個のままである。

関連URL：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:139:0032:0033:EN:PDF>

<http://eurlex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:148:0027:0028:EN:PDF>

RFID タグ：プライバシー政策と無線周波スペクトラム使用に関する更新

EU は以下の事項に対する公式勧告を発表した。

- 1) 製品に RFID タグが付されていることを示す、まだ開発途上にある新ロゴの使用。
- 2) 購買者が製品に付された RFID タグの継続使用を選択しない場合、販売時点でのタグの自動無効化。

当勧告は、EU がプライバシーの保護と、産業と消費者に対し巨大で明らかな利益をもたらす当該テクノロジー利用の迅速な効率的成長の奨励との間におけるバランスを保つものである。

これとは別に、全短距離デバイスに対する無線周波スペクトラムの割当が更新された。この分野は動きが速く、RFID 以外にも短距離医療デバイスのような多数の製品を含む。

関連URL：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:122:0047:0051:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/information_society/policy/rfid/documents/recommendationonrfid2009citizen.pdf

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:119:0032:0039:EN:PDF>

携帯電話用充電器：整合化の見込み

全データ利用携帯電話に対する新標準充電器が 2010 年の市場導入へ向けて開発されることになり、これには共通のマイクロ USB コネクタと標準電圧が使用される。これを支援する安全及び EMC に対する規格も EU 指令の下で開発、承認される予定である。これにより、EU 内ではこの充

電器が事実上必須となる。この標準充電器を使用することにより、一度充電器を購入すれば複数の携帯電話に対してそれが使用出来るため、新しい携帯電話を購入する際に新規充電器購入が不要となり、従って廃棄物の大きな削減となる。

新充電器開発の基礎は、欧州委員会と携帯電話の主要製造業者 10 社との間での覚書 (Memorandum of Understanding) の中に記されている。この MoU により製造業者は中核的仕様の制限準拠を保持できる。当該 MoU が調印されていなければ、EU が規制を課す意向であったことは明らかであった。

関連URL:

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/1049&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

<http://ec.europa.eu/enterprise/rtte/chargers.htm>

パーソナルミュージックプレーヤー：明確なノイズ規制への一歩

今年早期に行われたパーソナルミュージックプレーヤーの過度な使用の危険に関する公の討論の結果として、公式新規規制が初めて発表された。しかし、これは明確な新規格を開発する上での基礎を定めているものの、短期的な要求に関しては混乱をきたす可能性がある。当措置は、数億人が毎日使用している危険な製品に影響を及ぼす決定を提示するために、性急に行われたようである。

最も混乱をきたすのは、施行日程が何も示されていないことと、最大設計ノイズレベルに応じて使用を 1 週間につき 5 または 40 時間に制限する要求である。使用時間は製造者ではなくユーザーによって決定されるため、発生するノイズレベルに絶対的な制限を設けること以外に製造者がどのようにこの要求を満たすことが可能か考えることは難しい。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:161:0038:0039:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/consumers/safety/projects/index_en.htm

非農業用殺虫剤：認可改正の EU 提案に関する文書が発表される

様々なグループの非農業用殺虫剤であるバイオサイドの EU 現行認可プロセスを改正する詳細な提案が発表された。この提案が出されることは予想されていた。整合化された EU 指令は 1998 年より存在しているが、多くの理由で役に立たないと厳しく批判されてきた。

この改正の注目すべき特徴としては、新たに設立された欧州化学物質庁のプロセスへの技術評価の統合、低リスク製品に対する手続きの簡素化、EU 内で承認されていないバイオサイドで処理し

た製品販売禁止への規制拡大が挙げられる。最後の事項については、非承認のバイオサイドで処理され EU 内に輸入された家具によって引き起こされた健康被害案件を反映している。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2009:0267:FIN:EN:PDF>

<http://ec.europa.eu/environment/biocides/revision.htm>

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/09/275&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

EU 気候変動及び再生可能エネルギー政策パッケージの採択:

気候変動及び再生可能エネルギー政策パッケージが完成し、予想通り批准され発表された。その中にはすぐ施行される具体的措置はほとんど含まれていないが、エネルギーセクターに関連する製品の供給業者とそれらの製品に対するテストと認証プログラムに多大な影響を及ぼす可能性がある多数のプログラムに対する枠組みを提示している。

当プログラムの目標は“20-20-20”という記述で要約される。エネルギー効率の 20%増加、CO2 排出の 20%削減、EU 内の全電力生成における再生燃料の 20%割当を 2020 年までに達成することである。当パッケージはこれらの目標を直接的及び間接的に扱うもので、排出を削減するための燃料の仕様、CCS 促進等が例にあげられる。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2009:140:SOM:EN:HTML>

http://ec.europa.eu/environment/climat/climate_action.htm

● 最新情報

電磁両立性:

EMC 指令の下で承認された規格に関する新統合リストが発表された。その中には 2 つの通常の追加が含まれる。当該指令の最新の 2004 年バージョンが 7 月から EU における EMC 要求に対するコンプライアンスの唯一の基礎となり、1989 年の旧バージョンは完全にそれに置き換えられる。この新規格リストは、今年の早期に報告された、電力線ブロードバンド製品に対し 1 つを越える主要規格が影響を及ぼす (EN 55022) という不明確さに対する回答を提示してはいない。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2009:126:0001:0021:EN:PDF>

<http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/standardization/harmstds/reflist/emc.html>

ジェトロ・ジュネーブ事務所作成

低電圧電気安全：

- 1) 53 件の新規格文書が承認された。そのうち 36 件は個々のタイプの電気器具に対する以前の規格の更新である。2 つの注目すべき初の追加は EMF（電磁界テスト）と燃料セルを対象とする。
- 2) 適合宣言書において発布年に言及しなかった結果を受けて、3 つの新しい準公的なガイダンス文書が現れた。これは、子供が興味を持つ電気器具（child-appealing electrical appliances）の取り扱い（玩具指令へのリンクも含む）と、統合スイッチ付壁電気コンセントに関するものである。

関連URL：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2009:126:0022:0100:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/enterprise/electr_equipment/lv/guides/index.htm#lvdadco

エコデザイン/EuP：

当該プログラムの活動は徐々に盛んになっており、施行される可能性のある措置に関して更に 3 件の概要が発表された。1 件はエアコンディショナーを対象とし、残りの 2 件の文書はボイラーの異なる側面をそれぞれ対象とする。これらの部門は既にエコデザインワークプログラムの中に含まれていた。

関連URL：

http://ec.europa.eu/energy/efficiency/ecodesign/doc/forum/2009_06_22/2009_06_22_airco_ad_fans.pdf

http://ec.europa.eu/energy/efficiency/ecodesign/doc/forum/2009_06_24/2009_06_24_boilers1.pdf

http://ec.europa.eu/energy/efficiency/ecodesign/doc/forum/2009_06_24/2009_06_24_boilers2.pdf

電気通信端末機器（RTTE）：

- 1) RTTE 指令に関する一連の個々のガイダンス文書が、初めて単一の系統化されたガイドにまとめられた。
- 2) EU は、去年の 11 月に発表した最新の承認規格リストから、短距離レーダーデバイスと電気通信ネットワーク機器を対象とする 2 規格が誤って省かれていたことを公に認めた。

関連URL：

http://ec.europa.eu/enterprise/rtte/rtte_guide2009-04-20.pdf

http://www.rtteca.com/Guide_R_TTE_DIR_1999-5-EC_2009-04-20.pdf

http://ec.europa.eu/enterprise/rtte/corrigendum_en_302_500.pdf

http://ec.europa.eu/enterprise/rtte/corrigendum_en_300_386.pdf

自動車：

- 1) 車の越境登録を容易にする目的で、新規必須の汎ヨーロッパ適合認証が導入される予定である。この新規認証はあらゆる購入者に自動的に与えられ、EU 内の全ての登録機関により受け入れられる。
- 2) 政府と公益事業団体が車両購入を決定する際に環境基準を使うことを要求する指令が予想通り批准された。
- 3) 2007 年に初めて提案された規制が批准された。これは、加重平均（fleet averages）に基づいて CO2 の排出削減を課し、2020 年までに 95g/km を目標とする。
- 4) 気候変動及び再生可能エネルギー政策パッケージの一部として、燃料品質に関する新たな指令が、温室効果ガス排出削減を意図する厳しい基準と共に批准された。

関連URL：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:118:0013:0065:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:120:0005:0012:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:140:0001:0015:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:140:0088:0113:EN:PDF>

身体防護用具（PPE）：

- 1) 防護服、呼吸器系機器、浮器具に関する 4 件の新規格文書が承認された。
- 2) 当該指令の解釈を条項ごとに提示するガイドラインに通常更新が加えられた。

関連URL：

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2009:126:0112:0136:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/enterprise/mechan_equipment/ppe/ppe_guidelines.pdf

ガス機器：

当該指令の下で承認された規格の新統合リストが発表され、転換バルブに関する修正条項が既存の 1 規格に加えられた。

関連URL：

<http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/standardization/harmstds/reflist/appligas.html>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2007:0633:FIN:EN:PDF>

洗剤 :

2004 年の批准より初めて、生分解性に関する標準必須要求を満たしていないにも関わらず、指定された界面活性剤に対する使用認可が認められた。このような免除は当規制の中で予期されていたものの、以前に認められたことはなかった。平行して、当該セクターに関する EU 規制に対し新しい Q&A 形式のガイドが発表された。

関連URL:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:164:0003:0006:EN:PDF>

http://ec.europa.eu/enterprise/chemicals/legislation/detergents/docs/faq_detergent_regulation_march2009.pdf

チャイルドセイフティ :

バルコニードアロックのチャイルドブーフと子供用浮器具を対象とする規格が EU 規制で使用するために開発される予定である。これらの規格開発には 2 年ほどの期間が必要となるかもしれないが、この準備的発表には供給業者と施行検査官双方にすぐに役立ちそうな示唆が含まれている。

関連URL:

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/912&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

● 新規公式報告書及び関連発表

欧州標準化 :

- 1) 小規模企業や消費者など、標準化に関して現在不利な状況にあると思われるグループによる規格や規格開発プロセスへの参加を容易にすることを目指す研究の結果が発表された。
- 2) EXPRESS という 31 人の専門家で構成される新規グループにより、2020 年までの欧州標準化戦略が提案されることになる。

どちらの発表も標準化に向けた EU 政府政策の通常更新プロセスの一部であり、どちらも即時に実質的な変更を及ぼすものではないが、以下の領域が注目される。

- ① ICT 標準化の新しい白書（当該セクターに特有の政策フレームワーク）が今年遅くに出ると予想される。
- ② 困難な規格開発を行う技術委員会におけるステークホルダーのバランスを監視する新しいプロセス。
- ③ 技術規制を EU の貿易相手国と調和させるプログラムにおける、ツールとしての規格の使用を強化する動き。

関連URL:

http://ec.europa.eu/enterprise/standards_policy/access_to_standardisation/doc/access_to_standardisation_study_eim.pdf

http://ec.europa.eu/enterprise/standards_policy/review_of_standardisation/index_en.htm

フェアトレード認証:

政府の行動や決定に対する問題を確認する公式な意見書が発表された。フェアトレードラベルを付された製品は、EU で現在年間 15 億ユーロの売上になると見られ、10 年前の 100 倍となる。このレポートの中で挙げられた問いは以下の 3 点である。

- 1) 政府の財政支援（与えられるべきか、その場合どこに対して）
- 2) 公的調達規則（公的な買い入れがフェアトレード基準を課すのは合法か）
- 3) 透明性（ラベル制度の透明で無差別的な機能を確実にするために政府は介入すべきか）

透明性のある認証基準の重要性が強調されている。

関連URL:

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2009/may/tradoc_143089.pdf

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/697&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>